一　保安林の所在場所　福岡県田川郡香春町大字鏡山字向山一九二三（次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び香春町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県田川郡川崎町大字安眞木字佛ヶ原二三九、二八三、二八五、二八八・字梶ヶ野二九二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字佛ヶ原二三九・二八三・二八五・字梶ヶ野二九二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び川崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県朝倉市江川字伏ノ元一六八六の五、一六八六の六、一七〇三、一七〇八の一、字下戸河内一七六三の二、一七六三の四
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　山口県山口市下小鯖字横道下八五の一、字上横道下一二一、字上からから二三二、二三三、字中山ケ浴一九六〇、一九六一、一九六四から一九六九まで、一九七一から一九七三まで、字竜山一九九〇の二、字塩川二一一八、二一一九、二一二〇の三、二一二四
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字横道下八五の一・字上横道下一二一・字上からから二三二・字中山ケ浴一九六八・一九七三・字塩川二一一八・二一二四（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県庁及び山口市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　山口県周南市大字高瀬字一野とろ九六四から九六六まで、一二八七から一二九一まで、字一ノトロ九六四の一、九六四の二、九六五の一、九六五の二、字二ノとろ九六七から九六九まで、字二ノトロ九六七の一・九六七の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字三ノとろ九七〇、九七五、九七六、字三ノトロ九七二の一から九七二の四まで（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、字四ノとろ九七七、字四ノトロ九七七の一（次の図に示す部分に限る。）、字四野とろ一二六六、一二六七、字三野とろ一二七五から一二七八まで、字二野とろ一二七九から一二八五まで、一二八六（次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　立木の伐採に係る伐採種は、定めない。
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
2　立木の伐採に係る伐採種は、定めない。
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県庁及び周南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　富山県富山市八尾町鼠谷字大嶺五の一九、五の三三、五の三四、八尾町平沢字下田九九の二・一〇〇（以上二筆国有林）、八尾町三ツ松字川尻一二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び富山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

一　保安林の所在場所　山口県周南市大字鹿野中字面ケ谷三四六、三五一、三五二、六二四の二、六二五の二、六二六の二、大字大向字大杉谷四一七の二、四一九から四三二まで、四七一、四七五、四八〇の一、四八一、四八二の一、四八三から四八六まで、四八七の一、四八八の一、四九〇、四九二の一、字中尾四七二、字柳ケ浴四九三、四九五、四九六、四九八の一、四九八の二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　立木の伐採に係る伐採種は、定めない。
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
2　立木の伐採に係る伐採種は、定めない。
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県庁及び周南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　保安林の所在場所　山口県周南市大字鹿野中字面ケ谷三四六、三五一、三五二、六二四の二、六二五の二、六二六の二、大字大向字大杉谷四一七の二、四一九から四三二まで、四七一、四七五、四八〇の一、四八一、四八二の一、四八三から四八六まで、四八七の一、四八八の一、四九〇、四九二の一、字中尾四七二、字柳ケ浴四九三、四九五、四九六、四九八の一、四九八の二
(二)　指定の目的　土砂の流出の防備
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県庁及び周南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　富山県富山市八尾町鼠谷字大嶺五の一九、五の三三、五の三四、八尾町平沢字下田九九の二・一〇〇（以上二筆国有林）、八尾町三ツ松字川尻一二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び富山市役所に備え置いて縦覧に供する。）